

○ 総務文教分野

| | | | |
|---------|---|------|---|
| 区分 | <input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案（ ・ ・ 第 回総会； 市） | | |
| 種類 | <input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他（ ） | 分野 | <input checked="" type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設 |
| 要望先 | <input type="checkbox"/> 国 | 担当省庁 | |
| | <input checked="" type="checkbox"/> 県 | 担当部局 | 警察本部 |
| | <input type="checkbox"/> その他 | 名称 | |
| 件名 | 7 歩行者利便増進道路制度施行に伴う車道交通規制基準の緩和について | | |
| 提案市 | 松本市 | | |
| 提案要旨 | 歩行者の滞留空間や賑わいの創出を目的とした歩行者利便増進道路制度（以下、ほこみち制度）を活用した路上利用を理由に、車道の交通規制が認められるよう基準の緩和を要望する。 | | |
| 提案理由 | <p>新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、テラス席の設置等の路上利用に伴う道路占用の特例措置が令和2年6月から運用されている。運用時の長野県警察本部の対応としては、申請主体や許可期間、手数料について、道路管理者（市、県）の占用許可基準と同様に対応いただき、車道の交通規制も認められている。</p> <p>今後、特例措置から「ほこみち制度」に移行する令和3年10月以降についても、未だ新型コロナウイルス感染症の影響から脱却できない飲食店等を継続的に支援するとともに、歩行者の滞留空間、賑わいを創出するための公共空間利活用が恒常化されていくよう、「ほこみち制度」に伴う路上利用を理由とした車道の交通規制が認められるよう基準の緩和を要望する。</p> | | |
| 現況及び課題等 | <p>松本駅前の3路線（市道2517号線、2518号線、2279号線）は、特例措置期間中に車道の交通規制を伴う路上利用を実施しており、地元の商興会からは、継続的な実施要望が出ている。</p> <p>車道の交通規制は、危険防止等、理由が限定されており、「ほこみち制度」を理由とした恒常的な交通規制は認められていない。</p> | | |
| 関係法令 | 道路法、道路交通法 | | |